

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人権に関する問題が複雑化、多様化している状況を踏まえて、差別のない人権が尊重される社会づくりを一層推進するために「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正しました。

（令和3年4月1日施行）

鳥取県人権尊重の社会づくり条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

（差別のない社会づくりの推進）

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - (2) いじめ又は虐待
 - (3) プライバシーの侵害
 - (4) 不当な差別的取扱い
- 2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。
3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。
4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

人権相談窓口

差別行為を受けたと思われる方は、一人で悩まず、相談してください！
県の「人権相談窓口」による相談支援をはじめ、弁護士会、警察、法務局等と連携して支援します。

【東部】 県庁人権局人権・同和対策課 (鳥取市東町一丁目220)	☎0857-26-7677 FAX 0857-26-8138 (FAXは受付専用)
【中部】 中部総合事務所県民福祉局 (倉吉市東蔵城町2)	☎0858-23-3270 FAX 0858-23-3425 (FAXは受付専用)
【西部】 西部総合事務所県民福祉局 (米子市鞆町一丁目160)	☎0859-31-9649 FAX 0859-31-9639 (FAXは受付専用)

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
(休日・12/29～1/3を除く)

メール相談 jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp



●面談、電話、メールでの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

同和問題（部落差別） について 知っていますか



鳥取県

法務省委託事業

(1) はじめに

みなさんは、人権について考えてみたことはありますか。人権は、性別や年齢・民族・宗教・国籍・出身などにかかわらず誰もが生まれながらにもっている権利です。みんなの人権が守られるためには、私たち一人ひとりが、様々な人権問題を自分自身の問題ととらえ、正しい知識を学び、考えていかなければなりません。なかでも、**同和問題(部落差別)**は、我が国固有の重大な人権問題です。最近では、個人がインターネット等で自由に情報を発信できるようになり、不当な差別的取扱いを助長・誘発するような事案が発生しています。差別をなくす意識をもって行動できるよう、**同和問題(部落差別)**について考えてみましょう。



(2) 部落差別とは…

① 同和地区(被差別部落)とは?

「部落」は、もともと「集落」を表す語として一般的に用いられます。一方で、「被差別部落」を略して「部落」と呼ぶことも広く一般化しています。被差別部落とされた集落(地区)のうち、国が行った同和対策事業(道路、住宅等をはじめとする環境改善を図る事業)の実施対象となった集落(地区)が行政用語で「同和地区」と呼ばれるようになってきた経緯から、一般的には「被差別部落」「部落」「同和地区」という語が混用され、使用されているようです。

② 同和問題(部落差別)とは?

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、現代社会においても、同和地区(被差別部落)と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けるという、我が国固有の深刻にして重大な社会問題です。

(3) 部落差別は今もあるの?

部落に対する偏見や差別的言動など日常生活における差別のほかに、結婚差別、就職差別、土地差別(マイホーム購入などで同和地区(被差別部落)をさける)、部落出身かどうか調べる差別身元調査事案も発生しています。特に近年ではインターネットを利用した誹謗中傷や差別的情報の流布など、インターネットの匿名性を利用した悪質な事案が発生しています。どんな差別があるかみていきましょう。

●結婚・就職・職場等における差別●

同和地区(被差別部落)出身であることを理由に結婚に反対されたり、職場等において差別的な発言や行動を見聞きするなどの事案が発生しています。

●インターネット●

残念ながら、インターネット上で誹謗中傷や同和地区(被差別部落)の地名を公表するなどの差別を助長する内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。インターネット上の誹謗中傷、差別書き込みや誤った情報は、いったん掲載されると、削除が困難であることが多く、被害が深刻なものとなり、大きな問題となっています。

◆いったん書き込みと削除が困難です。

インターネット上のサイトでは、書き込んだ本人でも容易に消せない掲示板などもあります。また、コピー等が容易なため、拡散が早いという特徴があります。一旦拡散すると完全に削除することが困難になり、内容が人権侵害に当たる場合、被害が深刻なものとなります。書き込む前によく考えましょう。

◆正しい知識と差別を許さないことが大事です。

インターネット上では、根拠のない情報や、誤った情報も氾濫しています。インターネット上の情報をうのみにせず、正しく適切な判断ができる知識をもつことが大切です。そのためには、人権研修会に参加する等により継続的な学習を進めることが大事です。また、インターネットは匿名性が高いため、書き込みが過激になりがちです。人権侵害にあたる書き込みや根拠のない情報に対しては、雰囲気にならせず、適切に対応できる知識と差別を許さない態度をもって利用しましょう。



●身元調査●

身元調査とは、結婚や就職などの際に、本籍、出生、家族構成や家族の仕事・国籍・思想・信条などの情報を自ら、または調査会社などに依頼して、本人の知らないところで、戸籍や住民票を取得したり、知人や近隣の人に聞くなどして調べることです。このような身元調査は、プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害となります。

聞き合わせによる身元調査のほか、戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得する事案も発生しています。

このような不正取得の抑止を図るため、市町村が戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合にそのことを本人に通知する「本人通知制度」があります。(※詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。)

差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図るため、身元調査を「しない」「させない」「許さない!」というルールを築き、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。



◆プライバシーの侵害になります。

私たちは、人のことを知りたいという気持ちと同時に、自分のことを人に知られたくないという気持ちももっています。本人の知らないところで、本人に分からないように調べることや、身元調査に協力することは、プライバシーの侵害にあたります。

◆差別行為につながるものです。

身元調査の多くは、同和地区(被差別部落)出身者や在日外国人などが不当に差別的な扱いを受けるという人権侵害につながるものです。本人の性格や能力とは関係なく、本人にはどうすることもできない「出生」や「家庭環境」などで結婚や就職の際などに差別をすることは許されないことです。

●土地差別●

物件の売買等にあたって同和地区(被差別部落)の物件かどうか調査したり、情報を提供したりする問題です。同和地区(被差別部落)の存在(「同和地区(被差別部落)であるか否か」等)を調べること、答えること、教えることは、差別あるいは差別につながる行為であり、許されないことです。

鳥取県人権意識調査の結果から…

令和2年(2020)年度に実施した鳥取県人権意識調査では、住宅を選ぶ際に、同和地区(被差別部落)の物件を「避けることはない」と回答した人が33.8%だった一方で、22.9%の人が「避ける」と回答しており、同和地区(被差別部落)への差別意識がなお残っていることがうかがえます。

【問】あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりすることなど住宅を選ぶ際に、同和地区(被差別部落)にあった場合、どうすると思いますか。

(4) 差別をなくすために私たちができること

正しい知識を持ちましょう…根拠のないうわさ話やネットの情報に対して、正しく適切な判断ができる知識を持つことが大切です。学校や職場、地域等で開催される人権・同和問題の研修会、講演会などに積極的に参加しましょう。

正しく情報を判断できるようになりましょう…同和問題(部落差別)の学習を通して不合理、矛盾、差別や偏見を見抜く科学的、合理的なものの見方や考え方を身につけましょう。

身元調査 お断り!

